

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第3 議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第4号 北方町債権管理条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第9号 工事請負契約の変更について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第12 議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第14 議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第17 議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第17号 字の区域及び名称の変更について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第19 議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第20 議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)

- 第21 協議第1号 本巢消防事務組合規約の変更について (総務教育常任委員長報告)
- 第22 協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第23 協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第24 協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第25 請願第1号 「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願 (総務教育常任委員長報告)
- 第26 請願第2号 「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請願書 (総務教育常任委員長報告)
- 第27 発議第1号 東日本大震災に関する意見書について (議員提出)
- 第28 厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

(追加日程)

- 第1 同意第3号 副町長の選任について (町長提出)

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義

都市環境農政課長 酒井友幸
会計室長 林賢二

教育課長 渡辺雅尚

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 高橋善明
議会書記 宮崎資啓

議会書記 木野村幸子

○議長（戸部哲哉君） それでは、皆さんおはようございます。

長い3月の予算議会も、いよいよきょうが最終日ということで、議員の皆さんには議員の責任を持つて的確な判断をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまより会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において6番 伊藤経雄君及び7番 立川良一君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第10 議案第9号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第10、議案第9号 工事請負契約の変更についてまで、9議案を一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、総務教育常任委員会に付託をされました案件について、御報告を申し上げます。

去る3月16日に委員会を開催いたしました。その結果を御報告申し上げます。

議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町債権管理条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑はなく、討論を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

生涯学習センター学習棟の和室の使用料が現行と変わっていないが間違いないかの質疑があり、見直しを行ったが、利用時間等の違いから、計算した結果同額となり、間違いない旨の答弁がありました。

以上で質疑は終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

図書館運営委員会の目的についての質疑があり、図書館の運営に際し、諸課題について協議をいただき、広い範囲から委員を選任している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 工事請負契約の変更について（町道3号線道路改良工事）であります。

質疑はなく、討論を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 改めておはようございます。

議長の方により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件について、過ぐる3月15日に委員会を開催いたしました。そして、案件について審査をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第1号に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を

改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第2号に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町債権管理条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第4号に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑を終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案第5号に反対討論をいたしたいと思います。

これは、復興財源を確保するため、連帯して負担を分かち合うというものはよく理解をするわけですが、よくこれを見ていきますと、大企業の法人税の3年間はちょっと上乘せ課税をするんですけど、その後、恒久減税の5%にするということで、一体となったものであり、たばこ税を引き上げたり、町民の住民税の均等割を払っていらっしゃる8,500人ということでありましたけど、10年間500円を税として取るものであります。まさに住民に対しては増税になり、リーマンショック後も内部留保を続ける大企業に、その大減税、5%法人税をされていくわけですが、これでは私はいけないと思います。よって、町民に負担をかける増税には反対をいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これから採決をします。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 工事請負契約の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 議案第9号に対して、これは前回の6,090万のときの契約から、今度また補助金を返還しないために延長変更するというので7,000万余のお金が組まれているわけですけれども、けさ見てきましたけど、あそこが側溝のところを今なぶっていましたが、だれが見ても、町道の3号線が本当に必要なかどうかというのがすごく疑問にいまだに思っています。私は、本当に必要なところは補修なりして進めるべきだと考えていますので、以上で反対いたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号及び日程第12 議案第11号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて及び日程第12、議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての2議案を一括議題とします。

それぞれ付託しました案件について各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、御報告をいたします。

私どもの総務教育常任委員会に付託されました議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告を申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

まず歳出については、土木費のそれぞれの減額理由について質疑があり、道路新設改良費については、町道3号線道路改良工事に係る契約金額が確定したことによる不用額である旨を、次に河川総務費については、県営住宅隣接水路の改良工事を予定していたが、平成24年度の都市再生計画の補助対象として認められるため、不執行である旨の答弁があり、また街路事業費については国庫補助金、公園費については県振興補助金のそれぞれの対象事業に認められたものであるための財源更正である旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

歳出の共同事業拠出金の減額について質疑があり、共同事業拠出金は高額医療費拠出金（医療費80万円超）と保険財政共同安定化事業拠出金（30万円超80万円以下）がおのおの岐阜県全体で調整されているので、今年度は調整の結果、不用となった旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから採決します。

議案第10号に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

[「質疑を終結」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号

○議長（戸部哲哉君） 日程第13、議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、御報告いたします。

私ども総務教育常任委員会に付託をされました議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入に関し、県移譲事務交付金のうち新規の権限移譲に相当する部分はどこかとの質疑があり、新たに負担がふえることとなる移譲事務はない旨の答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

一般管理費に関して、新たに導入する総合行政情報システムの総務課所管に係る新たな費用発

生について、地域イントラ保守料について、またその台数についての質疑があり、複数の課をまたいで利用するシステムであるため、データセンター利用などに関する費用については総務課で新たに負担をすること、地域イントラの保守料は昨年と同様で変更がないこと、庁内で利用する情報端末の台数はおよそ100台程度である旨の答弁がありました。

次に、財産管理費に関し、俵町と春來町の町有地売却、整備済みの春來町のプール跡地に係る今後の運用方針についての質疑があり、俵町と春來町の町有地売却については、周知期間を十分にとった上で実施することになる旨、またプール跡地については、維持管理等の費用面を考慮し整備を行い、当面は休憩所等の利用であるものの、今後の運用方針については、地元自治会の意思確認をしておく旨、答弁がありました。

次に、災害対策費に関し、東日本大震災を受けての追加の対策と、そこに係る費用の増加が必要ではないかとの質疑があり、災害は予測不可能であり、町では平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として先進的に取り組んできており、現在、定期的な補充をする等継続して対策に取り組んでいる旨の答弁がありました。

次に、宿毛市との交流事業に関し、補助金や職員の旅費についての質疑があり、交流に係る補助金は、町主導ではなく民間主導での推進を考えての予算措置であること、職員の旅費については、3人分を措置している旨の答弁がありました。

次に、国体に関し、炬火リレーの詳細及び国体関連の町歳出予算が300万円であるにもかかわらず、県からの歳入が60万円しかなく、本来県の事業であるのにこれをどのように考えるかとの質疑があり、炬火リレーは8月19日に3区間で実施、詳細については、今後県及び警察等の協議の上詰めていく旨、国体は47年ぶりに岐阜県で開催されるので県民挙げて盛り上げる必要があり、御承知のとおり県は財政難であり、各市町が痛みを分かち合う必要がある旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について御報告申し上げます。

まず民生費では、成年後見制度利用助成について、対象者や申請事務等の関係についての質疑があり、対象者は4親等以内の親族のいない認知症の高齢者の方や、知的障害者などで判断ができない方、または親族の協力が得られない方を対象とし、対象者の把握については、介護事業関係者、民生児童委員、地域住民の方からの通報で把握する。また、申請に必要な診断書については、医師会と連携を図りながら実施し、申請費用等については、生活保護基準を踏まえて対象者の負担能力を判断し、可能な方からは返還していただくよう事業を実施していく旨の答弁がありました。

次に、南部地域に建設予定の（仮称）第2児童館に関し、概要や運営方法等について質疑があり、規模については、現在ある児童館の2倍程度になる見込みで、プロポーザル方式にて設計監理業者を決定し、子育て支援対策の一つとして厚生労働省の基準を満たした子供が安全に遊べる場所として整備していく。なお、詳細設計や事業計画及び運営方針等を立案する段階においては、議員の皆様と協議をしながら進めていく旨の答弁がありました。

次に、病児・病後保育の利用者数についての質疑があり、平成22年度は299人、平成23年度の1月末時点で298人となっている旨の答弁がありました。

次に、公害対策費における公害診断委託料に島大橋無料化に伴う交通量調査を調査項目に追加できないかとの質疑があり、毎年度の調査項目については、町公害対策審議会の答申をいただいておりますので、当該審議会に協議し、対応していく旨の答弁がありました。

また、当該審議会の委員構成について質疑があり、同審議会設置条例の規定に基づき、議会、医師会、関係行政機関などの代表8名により組織されている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

日比君。

○10番（日比玲子君） 厚生都市常任委員長にお尋ねいたしますが、この中で子ども手当のことについては何も話が出なかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 今の御質問にお答えします。

子ども手当については、何も質疑、御意見はありませんでした。

○議長（戸部哲哉君） ほかにいいですか。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 議案第12号の北方町一般会計予算に反対する討論をいたしたいと思いません。

これは、リーマンショック後、経済は大変落ち込み、給料は上がりず非正規労働が非常にふえています。そんな中で税の負担増を求めていくのは、貧困の格差を非常に広げていくのではないかと思います。この子ども手当の財源のところで、個人町民税の年少扶養控除の廃止によって増税になるわけですが、町ではそれに該当する人が約1,650人に上ると言われています。そして、町民税というのは10%のフラットなので、年金などの減額も0.3とか2.幾つとか言われています

が、これは影響をすることになりますので、大変厳しい状況が生まれてくるのではないかと考えられます。

それから、森林・環境税として、今均等割を払っていらっしゃる方に1,000円課税するというとも言われていますが、これは町と県民税が一緒になっていますので、町として賦課をして県にお金を払うということではありますが、全国の県の中でもこれを行っているのは幾つかあるわけですが、100円であるとか500円とか、1,000円というのは非常に大きいのではないかと思いますので、せめて500円ぐらいにしてほしいという思いがあります。北方町を見たときに、この戻し税みたいなものは今のところは考えられないわけですよ、山も何もないということで。ただ、今の状態では、取られっ放しということになるのではないかと思います。

それから、配当交付金や株式の譲渡益は本則20%ですが、これも北方町でも条例を10%ということで延長をつくりましたけれども、私たちの預貯金というのは、わずかな預貯金であっても20%取られてしまうということになりますと、大企業やそういった大金持ちの税制は10%に抑えているというのは、もう不公平税制そのものではないかと考えています。

それから、町の臨時財政対策債は、昨年より8,000万円の増で4億3,000万円です。これは後年度全額地方交付税で入ってくると言われていますが、国の予算を見ても、半分は国債、その半分がその国債のための利子を払うということになっていますので、本当に財政的に大変不安定で、本当にこの地方交付税で今後算入されてくる、約束される保障が本当にあるのか、私は大変心配をしています。

そして、予算の中でも評価をしているものもあるわけですが、子宮頸がんなどの予防接種の助成とか、防災無線の難聴の調査、それから平和都市宣言に関する予算、妊婦健診の助成、乳児室の同室をつくることなどは大変評価をいたしております。

しかし、県の関連として、先ほども出ましたが、総合行政情報システムの委託料があります。これは調べてみますと、ソフトピアジャパンのところにある県の住宅供給公社がつくったワークショップ24が9億円の累積赤字を出しているということで、それを県が買い取って市町村のそういう事務をやらせるということになっているわけですが、町としては、これは新規で総合行政情報システムの委託料が計上されているわけですが、26年度に変わるのであれば、そういうときに考えたほうが良いのではないかと思います。

それから、「ぎふ清流国体」で、今まで県としては165億円使っているそうではありますが、町の予算はわずか61万、20%です。その上に町の持ち出しの予算としては300万2,000円ですが、5区間にわたって炬火リレーをやるということでしたが、この間聞いたら3区に炬火リレーをやるということで、全県の市町村を回るということでもあります。県はお金がないのに、本当にこういうことがいいのかという、新聞にも書かれていましたが、本当に疑問に思っています。

そして、生ごみの有料化の委員に報償金を払うことになっていますが、今ごみはちょっと減ってきている状態にあるので、生ごみの有料化に対しては反対をしたいと思います。

それから、もう1つは補助金の問題です。補助金要綱は、この北方町ではいっぱいあるわけで

すが、その中でも商工会の問題です。ここには補助金は1,684万、ことしの予算では出しているわけですが、だれが見ても、くしの歯が抜けたように、もう締める。この間はがきが来ましたが、3月末に締めとか、あるいはがんで締めたということも言われたわけですが、こうした補助金は昭和50年につくったものもありますので、一度見直しをしていくことがとても大事じゃないかと思っています。

それから防災対策費ですが、予算では防災倉庫に食料とか水を今度入れるということになっていますが、本当に私が心配しているのは、福井原発と言われるところに14基もある。もし事が起これば1時間半か2時間でこちらに来るわけですので、そういう心配をしないような政策をとるべきではないかということで、町としては、川は2本だけです。そして、長良川がもし決壊すれば、その溢水、あるいは低いところの液状化の問題なども、もし事が起こればあると思うんですが、東日本大震災を受けて、あるいはまた東京電力の原発の事故を受けて、今言われているのは東海や東南海や南海、あるいは日向灘まで入れるとマグニチュード9.0という地震が起こるのではないか。あるいは、またゆうべもテレビでやっていましたが、今度はそれに伴う火山が爆発するんじゃないかということも言っていましたので、私たちが安心して住めるためにも、ある程度の予算は私はつけるべきではないかと考えています。

それから、先ほどの町道3号線の工事に関しては、先ほど言いましたようにそういった予算も含まれています。

そういうことで反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決します。

[「議長、賛成討論をちょっといい」の声あり]

[発言する者あり]

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

今、討論の続きいきますので。

ほかにありませんか。

井野君。

○9番（井野勝己君） ことしの予算56億7,000万ですか、総括で一般会計、それと特別会計は32億2,700万円、特別会計が組まれたところですけども、特別会計におけます中で、非常に医療費が伸びたということで、特に国保に関しては22億という大きな予算措置をしたところですけど

ども、これらについては、先ほど日比君も賛成したように、いろいろな補助金もつけておるところで伸び、それから医療費の伸びで仕方がないかなあとと思いますが、この中でやっぱり町民が安心して暮らせる町の施策ではないかというふうに思っております。

それと、地方債のほうも3億1,000万ほど組んでおりますけれども、この中の臨時財政対策債4億3,000万においては、一部下水道の起債償還も含まれておるところでありますし、やむを得ない措置でないかと。その中で町債におきましては、道路整備1億3,140万は、町内の道路整備をするということで町内の美化にもなりますし、北方町は残念なことに、非常に家屋等が老朽化をしておきまして、非常に景観的にはまずいわけですが、それにしても家屋というものは個人の持ち物でありますので、道路においては町のこういった予算を置くことによってきれいに整備もできるということで、美化にもつながるかということで、これについてもやむを得ないかと。

それから、南保育園の増築も期待をしておりますけれども、1,180万ですが、こういった形においても、今、南のほうにおいては非常に児童がふえる中で増築をして対応すると。共稼ぎについても子供さんを親が安心して預けておいて、今の家庭を築くという上においては欠くことができない借金じゃないかというふうに思っています。

また、特に教育費であります4億9,930万、これは大きな額を教育費に置いておるわけですが、こういった形におきますと、やはりこれは今教育のまち北方町を進める上で、将来を担ってくれる子供たちのために所要の措置と考えております。

こういった教育というのは目には見えないですけれども、将来的な投資ということの中で、子供たちがまちづくりをまた担っていつてくれるんじゃないかということで、こういった形の中でも特別な予算じゃないかなあとというふうに考えておりますので、総体的に今の状況を考えて、確かに地方交付税等はことしは少し縮まりましたけれども、これからの国の財政状況等も見ますとやむを得ないかなあと。そのかわり、国庫補助等がふえておりますので、その穴埋めはできておりますけれども、こういった交付税等におきましても、これからは算定基準等、人口、面積等がありますので、そういった中での算定基準をもらう中で上げる施策というか、こういうものに取り組んでいくためには所要の予算かと思っておりますので、賛成をして終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第12号に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号から日程第17 議案第16号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第14、議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めることから日程第17、議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまで4議案を一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

予算総額が、前年度より2億7,000万円ほど増額となっているが、税率・税額は変更していないのかの質疑があり、今年度予算については、平成22年度、23年度と同率・同額の税率で計上されている。しかし、医療費が予算計上以上に大きく伸びた場合は増額変更もあり得る旨の答弁がありました。

次に、歳入の県支出金、県補助金、財政調整交付金が大きく増額となったことについての質疑があり、国庫支出金、国庫負担金が34%から32%に減額されたことに伴い、県支出金、財政調整交付金が7%から9%に増額されたことと、医療費が伸びたことにより増額となっている旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

北方町国民健康保険特別会計から直接受け入れる歳入予算はあるかの質疑があり、北方町国民健康保険会計からは、直接受け入れる予算はない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

下水道加入率についての質疑があり、加入率は78%である旨の答弁がありました。

次に、汚泥の発生量と搬出先についての質疑があり、平成23年度は220トンほど見込んでおり、搬出先は、大垣市上石津町の株式会社りゅういきである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

漏水の原因と過去5年間の有収率及び調査方法などについての質疑があり、宅地への引き込み管で多くが漏水しているのではないかと予測している旨と、各年度の有収率を述べ、調査費用は320万円で、加茂土地区画整理組合地区を除く町全域を調査し、修繕料が不足すれば流用などを行っても漏水箇所すべてを修繕していきたい旨の答弁がありました。

次に、3条予算は赤字予算となっていることについての質疑があり、3条予算については、現金の支出を伴わない減価償却等4,049万3,000円計上されており、問題がない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算に反対討論をいたしたいと思います。

年少扶養控除の廃止で地方が増収するとみて、国民健康保険に対する国と都道府県の負担割合が、先ほど出ましたが、変更されます。国庫負担が34%から32%へ、県の調整交付金は7%から9%になります。これによって、執行部のほうとしては、お金は変わらないと言われました。だけど、国の負担を地方に肩がわりさせるべきではないと私は思っています。

そして、今年度は税率や最高限度額というのは同じなわけですが、昨年最高限度は77万円で、協会けんぽの82万円に近づけるということで上げたわけですが、結局、厚生労働省は、国保を見る限りにおいては、低所得者が非常に多い。中間層は会社なんか勤めているということですので、中間層の負担が増大するというので、これも厚生労働省が認めて今度は上げなかったと言われているわけですが、法定減免制度はあるものの、本当に北方町の保険税は高く払えないという状況や、生活が大変厳しい中で払いたくても払えない。納付相談をやっているからいいということもあるかもしれませんが、そういう状況の中で、本当に暮らしていくのが精いっぱいの方もいらっしゃるわけがあります。

そして、国保の何かお知らせが来るんですが、これは相互扶助という形になっていますが、戦前は相互扶助という形で国民健康保険ができたわけですが、戦後は憲法の24条によって社会保障という位置に私は立っていると思います。

そして、医療費の増嵩もありますが、国がきちっと国庫負担をもとに戻すことはとっても大事ではないかということです。そして、安心して医療にかかるためにも、保険税を払うためにも、一般会計から繰り出しをして、私は1人1万円引き下げてほしいということを思っています。

そして、町条例の第11号は保健事業をすることになっていますが、この国保の保健事業は非常に少ないわけですが、こういうのはやっぱり予防を徹底して、医療費の増嵩を抑えるべきではないかという立場で反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 日比君は、国保のはいつも反対をするんですけれども、確かに金額的に、先ほど僕も賛成討論をしたように大きな金額になりますけれども、やっぱりこの額を乗せないことには、子ども手当や何かから支給されない。また、一般療養費においても、大きな額が出ているということで、その予算があって初めて町民が安心して暮らせる、医者にもかかれる。確かに医者のかかる者は抑制をしなきゃいけないということはありますけれども、やっぱり病気になれば、皆さん安心して暮らせるには医者にどうしても行ってしまう。そういうことでありますし、また後期高齢者の支援等にも出さなければならぬと思います。介護納付金等も含まれております。こういった中で、この予算においてはやむを得ないと。

ただ、救えることは、先ほども日比君からも話がありましたように、ことしは税率の見直しがないということで、本年1年間、現状維持をしてもらうということだけに望みを託しまして賛成といたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案第14号に反対をいたしたいと思っています。

この保険料率は、2年に1回の見直しがされて、北方町からは町長が出ているわけですが、今回は、この見直しは3回目に当たります。県一本化されて、75歳以上の高齢者を今入っている保険から1人切り離されて、例えばこの保険に75になれば入るわけです。

当初これができたときはうば捨て山だとか、高齢者に早く死ねとか言われた政策で、大変な批判を浴びて今日に来ておるわけでありましたが、今度値上げされたのは、最高限度額は国保とのバランスを考えて今の50万から55万円になりました。大体年収800万円ぐらいの人がこれに該当す

るといふことでもありますので、その周辺にいる人は大変増税になるのではないかと考えています。そして、前回の改定に比して所得割が7.3%から7.83%へ0.44ポイント値上がりをし、均等割は3万9,310円から4万670円になっているわけです。これは2,188円の値上がりになりました。

75歳以上を別勘定にするわけですけれども、こういう根本的な欠陥を考えずに、加入者に負担増を求めて国庫負担を私は減らすものになっていると思います。

県の広域からこのお金を払いなさいと北方町に来るわけですけれども、私たちの考えとしては、この後期高齢者医療保険制度は、かつての老人保健制度に戻すということで、これは廃止の立場でありますので、反対をいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第14号に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっとだけお尋ねしたいと思いますが、代替業務のことで、1億7,000万円ぐらい代替業務をやっているということでしたが、この話が出ましたか、委員長。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 予算書の9ページになりますけど、13委託料の水質検査業務委託料ですとか、その他代がえについての質問はございました。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから採決をします。

議案第15号に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第16号に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10分間の休憩をいたします。再開は11時10分からということをお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

日程第18 議案第17号から日程第20 議案第19号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第18、議案第17号 字の区域及び名称の変更についてから日程第20、議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについてまで3議案を一括議題とします。

付託しました案件について厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第17号 字の区域及び名称の変更についてであります。

当該変更については、地元自治会への説明はどうなっているのかとの質疑があり、加茂土地区画整理事業の換地処分に伴うもので、関係自治会長と組合役員との協議を得て進めてきた旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについてであります。

職員の配置状況及び複雑化する相談事業や、虐待等の緊急時の対応についての質疑があり、福祉健康課職員及び包括支援センター職員で連携しながら対応し、また地域包括支援センター直通の電話については、休日や夜間は役場へ転送され、緊急時の通報に対しても宿・日直者より担当職員へ連絡が入る体制になっている旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第17号 字の区域及び名称の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第17号に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第18号に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第19号に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 協議第1号から日程第24 協議第4号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第21、協議第1号 本巣消防事務組合規約の変更についてから日程第24、協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてまでを一括議題とします。

それぞれ付託しました案件について各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、御報告をいたします。

私どもの総務教育常任委員会に付託を受けました協議第1号 本巣消防事務組合規約の変更についてであります。

県から移譲を受けた事務について組合の管理者として、その内容は把握しているかとの質疑があり、移譲事務に係る事業所や設備については把握をしている旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 御報告申し上げます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてであります。

提案理由に一部事務組合とあるが、名称を変更するだけの改正ではなかったのかとの質疑があり、一部事務組合として位置づける児童福祉法の改正に伴う名称変更の旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてであります。

各条すべて委託事務の範囲の外国人登録法事項証明（第1条第1号二）を削ればよいのかの質疑があり、そのとおりである旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

協議第1号 本巣消防事務組合規約の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

協議第1号に対する委員長の報告は可決です。協議第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

協議第2号に対する委員長の報告は可決です。協議第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

協議第3号に対する委員長の報告は可決です。協議第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

協議第4号に対する委員長の報告は可決です。協議第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（戸部哲哉君） 日程第25、請願第1号 「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） 本委員会に付託をされました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成24年3月6日、件名、「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願。

審査の結果、平成24年3月16日に委員会を開催し、審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 今、不採択になりましたけど、税と社会保障の一体改革で国でも進められているわけですが、消費税というのはすべての人にかかるということで、税というのは累進課税でなければならないということで、不公平税制そのものだということと、それから大企業は輸出戻し税ということで、また戻されているということで、そういうところも含めて消費税を上げたらいけないという立場で反対したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時31分

○議長（戸部哲哉君） それでは、再開をいたします。

これから、請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

[起立2名]

○議長（戸部哲哉君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第26 請願第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第26、請願第2号 「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） 本委員会に付託をされました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第89条1項の規定により報告をします。

付託年月日、平成24年3月6日、「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請願書。

平成24年3月16日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、これは採択すべきだという立場でありますので、賛成します。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

これから、請願第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号に対する委員長報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

[起立2名]

○議長（戸部哲哉君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第27 発議第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第27、発議第1号 東日本大震災に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井野君。

○9番（井野勝巳君） それでは、東日本大震災に関する意見書についてを議員提案させていただきますと思います。

ほかにも2件出ておりました。この地震、また津波、また原発事故というのは、3つ重なった大きな災害になりました。そういった中で、今政府等が行っております発表等、非常に日々くるくると変わってきて、本当に信頼が置けないような発表をしております中で、前回にも1度こういった意見書を提案させていただきました。今度パート2でありますけれども、また今後の推移を見がてらパート3も考えておりますが、今回はこのような程度で出させていただきますと思いますので、御審議賜りまして御賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、案につきまして朗読をいたしまして提案説明とさせていただきます。

東日本大震災に関する意見書（案）。

2011年3月11日、岩手・宮城県沖で発生をしました東日本大地震は、マグニチュード9.0という世界最大級の地震であった。同時に、地震が誘発をした大津波は、想像を絶する恐怖であり、東北地方、太平洋沿岸4県下の南北500キロをわずか6分間で破壊し、壊滅的な被害ととうとい人命や建物までも一瞬にしてのみ込んでしまった。

また、東京電力福島第一原子力発電所においては、その施設が想定外の被害を受け、翌12日には原発1号機が建屋の外壁が吹っ飛ぶほどの大爆発を起こし、相次いで3、4号機も水素爆発を起こしました。その後の調査で、爆発による放射性物質は関東地方にまで飛散したことが明かされ、原子力発電の安全神話も崩れ、周辺住民は県外への移住を始めております。また、瓦れき処分も、放射能汚染におびえ、受け入れを認めた自治体も数県のみであり、被災地の復旧・復興、産業も遅々として進んでいないのは現状であります。

復興庁の設置法案が成立した今、関係する各省庁は被災者の立場に立ち、予算において規制緩和措置を講じ、復旧・復興作業に真剣に取り組むべきである。また、政府及び電力各社は、日本各地の原子力発電において爆発事故を起こした場合は、国民に対し、早急に隠ぺいすることなく情報公開をすべきである。

米国は、当初から危険を察知し、在日米国人に対し80キロ地点まで避難するよう勧告を発令しており、今回の政府及び原子力安全・保安院の事故報告は、隠ぺいに隠ぺいを重ねていた。国及び東京電力を初め大手電力各社は、今回の爆発事故を教訓に事故対策マニュアルをまとめるよう、さきの意見書を提出いたします。

1としまして、首都圏直下地震や西日本海岸に想定をされている東海・東南海・南海巨大地震の発生が予測されている。全国の海岸線にある原子炉54基の総点検を行い、各炉の安全評価を公表すること。

2. 原子力発電の再稼働は、隣接する県及び地方自治体及び地域住民の同意を得ること。また、原子炉稼働40年を超えた炉については、廃炉とすること。

3. 今回の原子炉爆発の要因は、政府及び東京電力の初動態勢に問題がある。残る原子炉については、防災マニュアルを作成し、徹底した危機管理を図るとともに、事故による放射線量等は隠ぺいすることなく詳細な情報提供に努め、地域住民の安全を確保すること。

4. 福島原発から30キロ圏を中心に440万ベクレルのセシウムが検出され、80キロ離れた南相馬市においてもセシウムが検出をされた。チェルノブイリ周辺は、80キロを避難区域に指定している。政府は、危険区域の再見直しを行うこと。

5. チェルノブイリの原発事故では、25年を経た今なお放射性物質が放出をされ、甲状腺がんが増加をしておる。福島第一原発周辺の線量値は470ミリシーベルトを記録していることから、周辺住民の健康被害は避けられない。今後は、政府の責任において医療制度の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月22日、北方町議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、復興大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済産業大臣あてでございます。

よろしく御同意をいただきますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま町長から、同意第3号 副町長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 副町長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 同意第3号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、同意第3号 副町長の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意第3号として副町長の選任についてを御提案申し上げたいと存じます。

御案内のように、現副町長、山本副町長の任期が3月31日で到来をいたしますので、新しく北方町副町長に選任をしたいと思っておりますので、地方自治法第162条の規定によって同意を求めますのでございます。

新しく選任をいたします副町長は野崎眞司さんでございまして、若干の経歴を申し上げますと、生年月日は昭和40年6月4日の47歳でございます。住所は、養老郡養老町飯田850番地17の在でございます。野崎さんは、平成2年3月に岐阜大学工学部建設学科を卒業されまして、卒業と同時に岐阜県の技術吏員として岐阜県庁に採用をされ、その後、土木部や、あるいは土木事務所などを勤続されておるわけでございます。平成21年4月から県土整備部河川課技術課長補佐を務めておられます。勤続年数は20年以上の豊富な経験をお持ちの上、行政に対する手腕、識見、力量ともにすぐれた人材でございますので、この際、副町長として選任をいたしたいと考えまして、議会の御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 先ほどの全員協議会の中で、任期というか2年間だと言われたんですけど、地方自治法では一応4年を目指しているんですけども、その2年間でやめられるのか、また新たな副町長を見つけてみえるのか、その辺はどうなんですかね。県へ戻られるのか、ちょっとその辺お願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 御指摘のとおり、自治法上は任期4年ということになるわけでございますけれども、県の割愛人事でございますから、県のほうの御都合もあって、当面は野崎さんについては2年間在職をしていただくというふうに県との間でお約束をさせていただいております。その後については、またその時点で皆さん方と御相談をさせていただくと、こういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから同意第3号 副町長の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

日程第28 厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

○議長（戸部哲哉君） 日程第28、厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

委員長から、目下、委員会において審査中の「子供の医療費無料化の拡大を求める請願書」について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

本定例会に付された案件はすべて終了しましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） それでは、閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

3月議会の長丁場でございましたけれども、議員の皆さん方には、私どもがお願いをいたしました全議案に当たって慎重に御審議をいただきまして、提案をさせていただきましたとおり御決定をいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと思います。これが執行に当たりましては、この議会中、いろいろと御議論をいただきましたことを肝に銘じて、間違いのないように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、今お話がございましたように、山本副町長がこの議会を最後に退任することになりました。私は、個人的にも大変議員時代から親しくさせていただいておりましたし、新米の町長であらゆるところに至らぬところがあったわけですが、本当に親身になってこの4年間は支えていただくことができまして、非常に今度の退任は残念に思っておるわけですが、

も、おかげさまで皆さん方にも御承認をいただきましたように、県から新しい副町長を迎えることができました。山本副町長が、きょうまで骨身を惜しまず尽くしてくれました町行政が、これからも滞りなく遂行ができるものと信じておるところでございます。

どうぞ、議員の皆さんにおかれましては、時節柄、お体に十分御注意をいただきまして、今後とも御指導、御鞭撻、御教示をいただきますようお願いを申し上げて、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付されました事件はすべて終了いたしました。

平成24年第1回北方町議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時55分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年3月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員